

- 内 容
- 家畜伝染病予防法の改正に伴い所有者等の義務が強化されました ……1～2
  - 牛白血病対策「子牛管理の注意点」 ……3
  - 粗飼料の給与について（牛のビタミンA欠乏症とエンドファイト中毒） ……4



## 家畜伝染病予防法の改正に伴い所有者等の義務が強化されました

防疫課

平成22年4月に宮崎県で口蹄疫が発生し、同年11月から翌年3月にかけて高病原性鳥インフルエンザが国内で多発しました。これらの発生状況を踏まえ、家畜伝染病予防法が改正され、平成23年10月1日から完全施行されました。

改正法では、家畜防疫体制を強化することを目的に、「家畜伝染病の発生予防」、「早期通報」、「迅速な初動対応」の観点から、家畜の飼養者へ新たな義務を課しています。ここでは、その概要について記載します。

### 【家畜の所有者が守るべきこと】

#### 1 飼養衛生管理基準

家畜の所有者に求められる基本的な衛生対策で、飼養する目的や頭羽数の多少に関わらず、家畜の所有者すべてに対して適用されます。以下の家畜区分ごとの15種類が定められています。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊

豚、いのしし

馬

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

今回の法改正による主な改正点は次ページをご覧ください。

#### 2 消毒設備の設置と消毒の実施

伝染病の発生を予防するには、日頃から飼養者自らが、病原体の侵入を防止することが重要となります。このため、畜舎が所在する敷地の入口および畜舎の入口の両方に消毒設備を設置し、敷地や畜舎に出入りする人・物品・車両を消毒することが、家畜の飼養者の義務として規定されました。

#### 3 特定症状を発見したら、直ちに、通報

口蹄疫の発生事例では「異常家畜の見逃しや通報の遅れがあり、感染拡大の大きな原因となった」と指摘されています。口蹄疫あるいは高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が詳細に特定症状として規定され、これらの症状を発見した家畜の飼養者や獣医師は直ちに家畜保健衛生所に届出ることが定められました。

#### 4 飼養状況・衛生管理状況の毎年の報告

家畜の所有者は、家畜の種類や頭羽数、飼養場所、衛生管理状況などについて、毎年、家畜保健衛生所に報告する必要があります。**今年の報告期限は12月15日**です。

## 【「飼養衛生管理基準の主な改正点」

### 1 衛生管理区域の設定と病原体の持込み防止

「衛生管理区域」は病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域です。畜舎周辺の敷地を含め、日常の飼養管理の際に通行する区域を「衛生管理区域」に設定します。区域の境界が第三者に分かるように、柵やロープなどで標識したうえで、必要のない人が区域内に立ち入らないよう看板を設置します。

さらに、衛生管理区域の入口と畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、出入りする人・物・車両の消毒を行います。消毒設備として、消毒薬噴霧器、消毒マット、消石灰帯、踏込み消毒槽、手指消毒スプレーなどが挙げられます。畜舎の配置状況によりこれらを組み合わせて消毒を行う必要があります。

### 2 野生生物からの病原体の感染防止

畜舎の給餌・給水設備、飼料の保管場所に、ねずみや野鳥などの排泄物が混入しないようにします。家きん飼養農場ではさらに、防鳥ネット・金網の設置（網目が2cm以下か同等の効果を有するもの）、飲用水の消毒（野生生物の排泄物が混入するおそれのある水を用いている場合に限定）を行います。

### 3 埋却等の準備

万が一、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した際は、発生農場の家畜を速やかに処分して埋却などにより適切に処理することが重要となります。馬以外の家畜の所有者が埋却地の確保にむけて準備を進める必要があります。標準的な面積として、24ヶ月齢以上の牛1頭あたり5平方メートル、3ヶ月齢以上の肥育豚1頭あたり0.9平方メートル、150日齢以上の成鶏100羽あたり0.7平方メートルが必要です。

### 4 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

伝染病の発生の拡大を防ぐには、発生農場に立ち入った人の移動経路を特定し、他農場への立ち入りを防ぐことが重要となります。上記で定めた「衛生管理区域」に入場した人・車両について、日常的に記録し、保管しておく必要があります。



車両の消毒



長靴の消毒

## 牛白血病対策『子牛管理の注意点』について

衛生課大家畜担当

前回は(地方病型)牛白血病の感染様式や対策について具体的に紹介しました。

今回は、これまで牛白血病対策実施農場を巡回した際、質問の多かった牛白血病対策(分離飼育)に関する子牛の管理について紹介します。

### 1 感染母牛から生まれた子牛は生まれた時には牛白血病に感染しているの？

感染母牛から妊娠中(母牛が妊娠中に牛白血病を発症している等の場合)や分娩時に、子牛が感染する可能性がわずかにあることが報告されています。

しかし、感染母牛から生まれた子牛が必ずしも生まれた時から牛白血病に感染しているわけではありませんので、牛白血病対策を実施するにあたり、子牛が感染しないようその管理には注意が必要です。

感染母牛から生まれた子牛は牛白血病に感染していると思い込んでいる方が時々いらっしゃいますが、誤解せず、子牛も母牛と一緒に対策を実施しましょう。

なお、牛白血病に感染していない母牛の産子は、生まれた時は牛白血病に感染していません。

### 2 子牛の検査について

初乳を給与された子牛は、概ね6ヵ月齢以降に牛白血病に感染している可能性があるかどうか血液検査で調べることができます。従って、この時期になったら血液検査を行い、繁殖後継牛が感染していないことを確認しましょう。

### 3 子牛の管理について

このように母牛が感染している場合には子牛も感染している可能性がわずかにあるものの、子牛の感染確認検査は概ね6ヵ月齢以上で行いますので、それまでの間、検査結果に基づいた分離飼育ができません。そこで、子牛がアブ等吸血昆虫により感染することを防止するため、次の点に注意しましょう。

- (1) 陰性母牛産子は牛白血病に感染していないので、感染源となりうる感染母牛やその産子から分離して飼育し、新たな感染を防ぎましょう(写真)。
- (2) 陽性母牛産子は牛白血病に感染しているとは限りませんので、できるだけ早く母牛から離し、母牛からの感染リスクを小さくしましょう。
- (3) 繁殖後継牛が6ヵ月齢以上になったら、感染してるかどうかを確認するため血液検査を行い、分離飼育をしましょう。

#### 【写真：分離飼育の様子】

分離飼育を行っていても陰性母牛産子(写真右)が境界棒の下をくぐって陽性母牛群内(お尻が見えています)に行ける状況では、子牛が感染する危険性があります。分離飼育を行う際は、子牛もきっちり分離できるよう注意しましょう。



## 粗飼料の給与について（牛のビタミンA 欠乏症とエンドファイト中毒）

防疫課病性鑑定担当

最近、死産や虚弱子牛の誕生が相次いだ黒毛和種牛の繁殖農場において、稲わらとオカラを中心とした飼料によるビタミンA 欠乏症が発生しました。虚弱子牛の検査では、アーノルド・キアリ奇形といわれる小脳の奇形や頭蓋骨の視神経管の狭窄が認められ、同ビタミン剤の給与により、異常産の発生は終息しました。ビタミンA は動物の成長や視覚の維持に欠かせない栄養素で、β-カロテンとして粗飼料に豊富に含まれていますが、稲わらだけでは要求量を満たすことはできず、牧草やとうもろこしのサイレージ中の濃度は調整状態により大きく変動するため、青草を給与しないこれからの季節は欠乏しないように特に注意が必要です。

また、放射性物質の影響で、粗飼料を変更したり輸入粗飼料を新たに購入する場合、輸入粗飼料の「ライグラスストロー」「イタリアンストロー」として市販されている「ペレニアルライグラス」には、エンドファイトという微生物が感染し、産生された毒素（ロリトレム B）により中毒を起こす場合があります。中毒を起こすと首や筋肉の痙攣、足が突っ張ってうまく歩けなくなるといった症状がみられ、黒毛和種牛は特に感受性が高いことが知られています。ペレニアルライグラスを給与するときには、購入業者を通じてロリトレム B の濃度を確認するとともに、急に飼料の全量を換えるのではなく徐々に増量を行い、異常がみられたら診療獣医師または当所にご相談ください。



### 編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988